

群馬県国民健康保険運営協議会関係法令

群馬県国民健康保険条例（平成30年3月27日条例第38号）抜粋

目次

- 第1章 総則（第1条）
第2章 国民健康保険運営協議会（第2条～第5条）
第3章 国民健康保険保険給付費等交付金（第6条・第7条）
第4章 国民健康保険事業費納付金（第8条～第12条）
第5章 国民健康保険財政安定化基金（第13条～第20条）
第6章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、県が行う国民健康保険に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 国民健康保険運営協議会

（組織等）

第2条 法第11条第1項の規定により設置する群馬県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、次の各号に定める委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定めるところによる。

- 一 被保険者を代表する委員 4人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- 三 公益を代表する委員 4人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 協議会の委員は、知事が委嘱する。

（会長）

第3条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、第2条第1項各号に掲げる委員各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会長への委任）

第5条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）抜粋

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

（国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務）

第75条の7 都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

（都道府県国民健康保険運営方針）

第82条の2 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。